



うんてんめんきょ  
1 運転免許

こくさいうんてんめんきょしょう がいこくうんてんめんきょしょう  
1-2 国際運転免許証と外国運転免許証

こくさいうんてんめんきょしょう  
(1) 国際運転免許証

じょうやく ていけつ く に はつきゅう こくさいうんてんめんきょしょう も ひと つぎ きかん にほんこく  
ジュネーブ条約を締結している国が発給した国際運転免許証を持っている人は、次の期間、日本国  
ない くるま うんてん  
内で車の運転ができます。

こくさいうんてんめんきょしょう うんてん きかん  
●国際運転免許証で運転できる期間

こくさいうんてんめんきょしょう うんてん きかん にほん じょうりく ひ ねんかん こくさいめんきょしょう ゆう  
国際運転免許証で運転できる期間は、日本に上陸した日から1年間または国際免許証の有  
こうきかん みじか きかん がいこくじんとうろくしょう とうろく う もの さいにゅうこく  
効期間のいずれかの短い期間です。ただし、「外国人登録証の登録を受けている者が再入国  
きよか う しゅつこく とうがいしゅつこく ひ げつ み きかんない ふたたび ほんぽう じょうりく ば  
許可を受けて出国し、当該出国の日から3カ月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場  
あい のぞ ばあい きさんび さいしょ にほん じょうりく ひ  
合を除く」とされています。つまり、このような場合、起算日は最初に日本に上陸した日となりま  
す。

●道路交通に関する条約(ジュネーブ条約)締約国

[平成19年5月14日現在]

アルバニア	アルジェリア	アルゼンチン	オーストラリア
オーストリア	バングラデシュ	バルバドス	ベルギー
ベナン	ボツワナ	ブルガリア	カンボジア
カナダ	みなみ きょうわこく 南 アフリカ 共和国	チリ	きょうわこく コンゴ 共和国
コートジボワール	キューバ	キプロス	チェコ
みんしゅきょうわこく コンゴ 民主 共和国	デンマーク	きょうわこく ドミニカ 共和国	エクアドル
エジプト	フィジー	フィンランド	フランス
グルジア	ガーナ	ギリシャ	グアテマラ
ハイチ	バチカン	ハンガリー	アイスランド



インド	アイルランド	イスラエル	イタリア
ジャマイカ	<small>にほん</small> 日本	ヨルダン	キルギス
ラオス	レバノン	レソト	ルクセンブルグ
マダガスカル	マラウイ	マレーシア	マリ
マルタ	モナコ	モロッコ	ナミビア
オランダ	ニュージーランド	ニジェール	ノルウェー
パプアニューギニア	パラグアイ	ペルー	フィリピン
ポーランド	ポルトガル	<small>だいかんみんこく</small> 大韓民国	ルーマニア
ロシア	ルワンダ	サンマリノ	セネガル
シエラレオネ	シンガポール	スロバキア	<small>ちゅうおう</small> 中央アフリカ
スペイン	スリランカ	スウェーデン	シリア
タイ	トーゴ	トリニダード・トバコ	チュニジア
トルコ	ウガンダ	イギリス	<small>がっしゅうこく</small> アメリカ合衆国
ベネズエラ	<small>きょうわこく</small> セルビア共和国	ジンバブエ	モンテネグロ
<small>しゅちょうこくれんぽう</small> アラブ首長国連邦			
<small>ぎょうせいく</small> 行政区	<small>ほんこん</small> 香港	マカオ	
<small>こく ちいき</small> (93か国 2地域)			

出典: 愛知県警察ホームページ

[http://www.pref.aichi.jp/police/menkyo/99\\_kokumen.html#teiyaku](http://www.pref.aichi.jp/police/menkyo/99_kokumen.html#teiyaku)

## (2) 国際運転免許証の更新

こくさいうんてんめんきょしょう こうしん  
国際免許証は条約に基づき、各国がそれぞれ発給しているものであり、外国の国際免許証を日本で更新することはできません。

こくさいうんてんめんきょしょう ゆうこうきげん す はつきゅうこく あら しゅとく ひつよう  
国際運転免許証の有効期限が過ぎたときは、発給国で新たに取得する必要があります。

ねん いじょうにほん たいざい にほん めんきょしょう しゅとく  
もし、あなたが1年以上日本に滞在するならば、日本の免許証を取得しましょう。

## (3) 外国運転免許証

がいこくうんてんめんきょしょう  
ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、たいわん台湾、うんてんめんきょしょうイタリアの運転免許証については、日本語の翻訳文が添付さ



にゆうこく ねんかん うんてん にほんご ほんやくぶん がいこくうんてんめんきょしょう はつ  
れていれば、入国してから1年間は運転することができます。日本語の翻訳文は外国運転免許証を  
きゆう きかん にほん たいしかん りょうじかん にほんじどうしゃれんめい さんしょう ほんやく  
給した機関か、日本にある大使館、領事館または日本自動車連盟([JAF・2-4](#) 参照)で翻訳されたもの  
かぎ  
に限られます。

うんてん しょじ  
また、運転するときはこれらの書類とともにパスポートを所持しなければなりません。